

出生届の提出と同時に、 赤ちゃんのマイナンバーカードを申請できます

令和6年12月2日から、赤ちゃんのマイナンバーカードを新規申請した場合は、最短5日でカードを受け取ることができるようになります。

また、出生届の提出と同時にマイナンバーカードの交付申請を行えば、赤ちゃんの来庁や本人確認書類の持参が不要です。

※令和6年12月2日から、乳児（1歳未満）は顔写真なしのカードを発行します。

1 申請方法

出生届の提出と同時にカードの交付申請を行う場合、赤ちゃんの法定代理人（父母等）が交付申請書に記載し、出生届と併せて提出してください。窓口閉庁日や夜間でも提出できます。赤ちゃんの来庁や本人確認書類の持参は不要です。

※出生届の提出と同時にカードの交付申請を行わない場合は、カード交付申請時に、赤ちゃんの来庁や、赤ちゃん及び法定代理人の本人確認書類等が必要となります。

2 マイナンバーカードの受け取りについて

(1) 申請後最短5日（※）で、地方公共団体情報システム機構から、住所地もしくは希望した送付先に、速達・簡易書留でカードが郵送されます。

※下記に該当する場合、カードが届くのに1週間以上かかる場合があります。

- ・窓口閉庁日や夜間に、出生届と同時にカードの交付申請書を提出した場合
- ・赤ちゃんの住民登録地以外の窓口でカードを申請した場合
- ・申請受付システム（国のシステム）での申請数が、1日に申請できる申請数の上限を超過した場合

(2) カード申請時に市区町村窓口でのカード受け取りを希望した方は、カードの準備が出来次第、申請書に記載された連絡先にお電話いたします。以下の本人確認書類をお持ちのうえ、赤ちゃんの法定代理人（父母等）がカードの受け取りにお越しくください。（赤ちゃんの来庁は不要です。）

【カード受取時に必要な本人確認書類】

- ・赤ちゃんの本人確認書類
母子健康手帳（出生届出済証明のあるもの） ※持参できない場合は窓口へお問合せください。
- ・法定代理人の本人確認書類（次の(1)又は(2)のいずれか1つの方法で本人確認を行います。）
 - (1) Aから2点
 - (2) Aから1点+Bから1点

※A及びBの本人確認書類については、裏面をご覧ください。



【本人確認書類】

A	・住民基本台帳カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書（交付が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。） ・旅券 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・個人番号カード（顔写真あり） ・在留カード（顔写真あり） ・特別永住者証明書（顔写真あり）
B	海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書 健康保険又は介護保険の被保険者証、資格確認書、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）、児童扶養手当証書、出生届出済証明書、母子健康手帳、生活保護受給者証、A の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、個人番号カード（顔写真無）、在留カード（顔写真無）、特別永住者証明書（顔写真無） 住民名義の預金通帳（住所の記載されている通帳に限る）、社員証、学生証、診察券、学校名が記載された各種書類等

※ いずれの書類も「氏名・住所」、「氏名・生年月日」が住民登録の記載と一致している必要があります。

※ 期限があるものは有効期限内のものに限ります。

【問合せ先】

窓口	電話番号	窓口	電話番号
中区役所市民課	082-504-2301	安佐北区役所市民課	082-819-3939
東区役所市民課	082-568-7789	白木出張所	082-828-1211
温品出張所	082-289-2000	高陽出張所	082-842-1121
南区役所市民課	082-250-8945	安佐出張所	082-835-1111
似島出張所	082-259-2511	安芸区役所市民課	082-822-7756
西区役所市民課	082-532-1024	中野出張所	082-893-2121
安佐南区役所市民課	082-831-4906	阿戸出張所	082-856-0211
佐東出張所	082-877-1311	矢野出張所	082-888-1112
祇園出張所	082-874-3311	佐伯区役所市民課	082-943-9711
沼田出張所	082-848-1111	湯来出張所	0829-83-0111